

# いせはら 議会だより

6月定例会  
 6/5～6/26

## 市長提出議案10件を可決・同意 議員報酬を月額10%減額する条例を可決

6月定例会では、新型コロナウイルス感染症対策に関する補正予算議案など、市長から提出された議案10件を審議し、いずれも原案のとおり可決・同意しました。

議員から提出された市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、賛成全員で原案のとおり可決しました。

個人・団体から提出された陳情4件については、いずれも不採択としました。

一般質問は、17人の議員が市政に対する考案などについて執行機関に説明を求めました。(2・3面に一般質問)

また、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う議会対応として、一般質問の制限時間の短縮等を実施しました。(下段に新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う議会の対応)

### 主な可決議案

市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
 新型コロナウイルス感染症対策に伴う財政状況および地域経済への多大なる影響を踏まえ、新型コロナウイルスの影響を受けた市民生活や市内経済の支援策に充てるため、令和2年7月から9月まで、議員報酬の月額を10%減額しました。  
 (下段に、議員報酬月額表)

◇ 議員報酬月額 ◇ (円)

	減額前	減額後
議長	544,000	489,600
副議長	469,000	422,100
議員	435,000	391,500

※減額期間 令和2年7月～令和2年9月

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市民生活への影響および厳しい経済情勢に鑑み、市長、副市長および教育長の給料の減額割合を拡大しました。令和2年7月から9月までの間、給料月額から市長は100分の20、副市長および教育長は100分の10を減額することとしました。

令和2年度一般会計補正予算(第3号・第4号・第5号)  
 第3号の補正予算では、新たに採択された特定財源の活用や、感染症拡大防止への対応として、防護服等の備品の整備などに対応するための経費を追加する一方、元年度予算との重複計上事業の整理を行ったため、合計2億3716万円を減額しました。  
 第4号の補正予算では、①ひとり親家庭等への経済的支援、②小規模事業者への経済的支援、③学校再開に伴う感染症対策

に必要の備品の整備、④学校給食の再開に伴う衛生管理充実への支援などに対応するため、合計1億7250万1000円を追加しました。  
 第5号の補正予算では、①児童扶養手当受給世帯等への経済的支援、②離職等に伴い、求職活動を行う方への住居確保支援③学校再開に当たり、学びの保障および感染症対策の一層の強化に向けた備品の整備などに対応するため、合計1億2723万8000円を追加し、予算総額を448億6946万5000円としました。

人権擁護委員候補者の推薦  
 令和2年9月30日に任期満了となる人権擁護委員に、飯島弘氏(沼目4丁目)を引き続き推薦したい旨の議案が市長から提出され、賛成全員で同意しました。任期は3年です。

**専決処分の承認**  
 国民健康保険条例の一部を改正する条例  
 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり、当該感染症への感染が疑われる場合に、被保険者に対して傷病手当金を支給するため、所要の改正を行いました。

**国民健康保険税条例及び介護保険条例の一部を改正する条例**  
 新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減った被保険者等に対して、国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を講ずるため、所要の改正を行いました。

**専決処分の承認**  
 令和2年度一般会計補正予算(第1号)  
 第1号の補正予算では、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、特別定額給付金および子育て世帯への臨時特別給付金について、所要の準備等に係る経費を追加しました。第2号の補正予算では、特別定額給付金および子育て世帯への臨時特別給付金のほか、市独自の対策として、県の休業要請等に対応した事業者のうち、家賃負担のある者に対する協力金を交付するため103億675万円を追加し、予算総額を448億688万6000円としました。

令和2年度一般会計補正予算(第2号)  
 令和2年度一般会計補正予算(第2号)は、令和2年7月1日から9月30日までの期間、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う市民生活への影響を踏まえ、新型コロナウイルスの影響を受けた市民生活や市内経済の支援策に充てるため、令和2年7月から9月まで、議員報酬の月額を10%減額しました。

**5月臨時会を開催 主な可決・承認議案**

**新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う議会の対応について**

**5月臨時会実施内容**

- 1 会議出席者へのマスク着用発言許可
- 2 概ね1時間を目途に休憩、換気の実施
- 3 会議中の議場並びに傍聴者出入口の開放
- 4 傍聴者への咳エチケット等のお願い

**6月定例会実施内容**

上記1～4の取り組みに加え、一般質問の発言時間の制限について、1人当たりの持ち時間を30分(答弁含む)以内としました。〔従来は1人当たり60分以内(答弁含む)〕

これにより、3日間の予定だった一般質問の日程を2日間としました。



全小中学校に設置されたエアコン  
 (写真は大田小学校の普通教室)